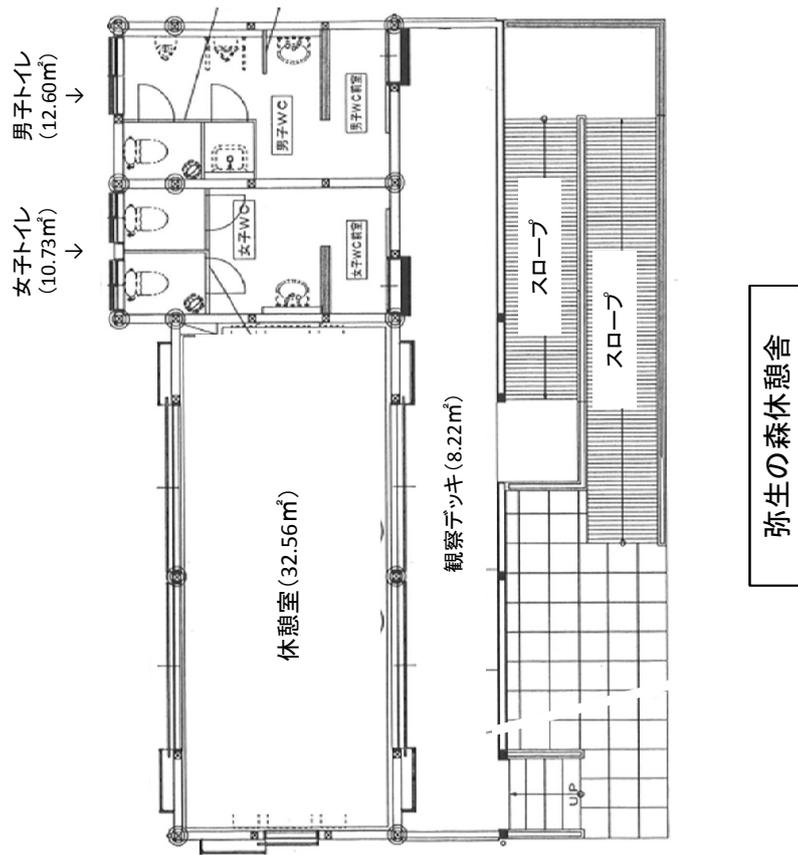
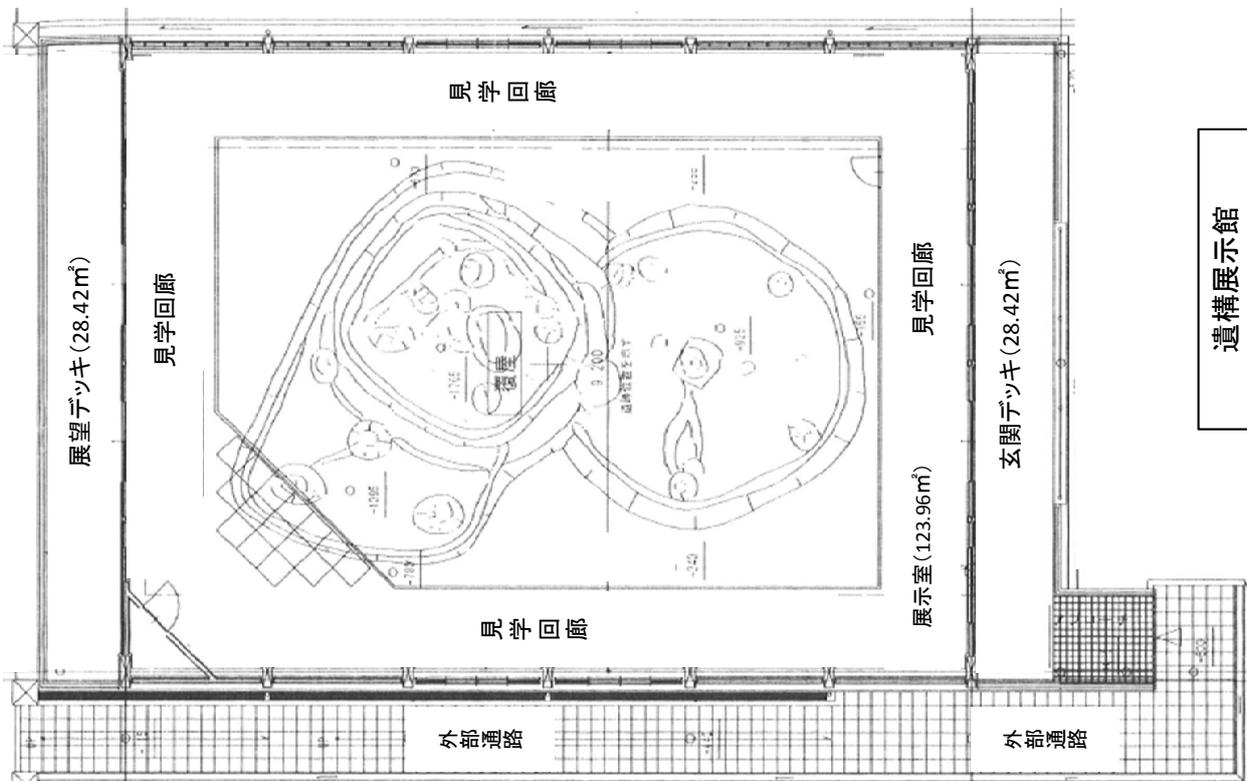


資料 1

むきばんだ史跡公園 施設概要及び施設配置図等

区分	室名	面積㎡	備考	課題及び平成31年度以降の方針
ガイダンス棟	事務室	37.26		現状維持
	受付カウンター	3.72		
	体験学習室	132.49		
	屋外体験・休憩スペース	89.00		
	展示室	198.78		
	映像室	18.68		
	ロビー・通路	225.01		
	ガイドコーナー	6.45		
	多目的室①	22.69	売店	
	多目的室②	3.64	授乳室	
	屋外休憩スペース	17.05		
	風除室	5.79		
	トイレ(男性用)	14.14		
	トイレ(女性用)	17.47		
	多目的トイレ	6.41		
	給湯室	3.54		
	倉庫①	29.81		
	倉庫②	19.87		
調査研究棟	調査研究室	38.90		現状維持
	所長室	51.80		
	遺物収蔵庫	51.80	作業室として活用	
	写場	39.30		
	職員更衣室	13.00		
	ロビー	78.80		
	特別展示室	55.10		
	書庫	42.10		
	遺物整理作業室	64.80		
	多目的便所	5.40		
	外来便所	29.20		
	風除室	7.50		
	廊下	9.70		
車庫棟	旧体験学習室	81.00		現状維持
	ボランティア室	29.20		
	休憩室	19.40		
	車庫	29.20		
	倉庫	51.80		
遺構展示館	展示室	123.96		現状維持
	玄関デッキ	28.42		
	展望デッキ	28.42		
弥生の森休憩舎	休憩室	32.56		現状維持
	男子トイレ	12.60		
	女子トイレ	10.73		
	観察デッキ	8.22		
東屋	東屋(3棟)	58.08		現状維持
遺物収蔵庫	遺物収蔵庫	50.78		現状維持





甞る弥生の国邑

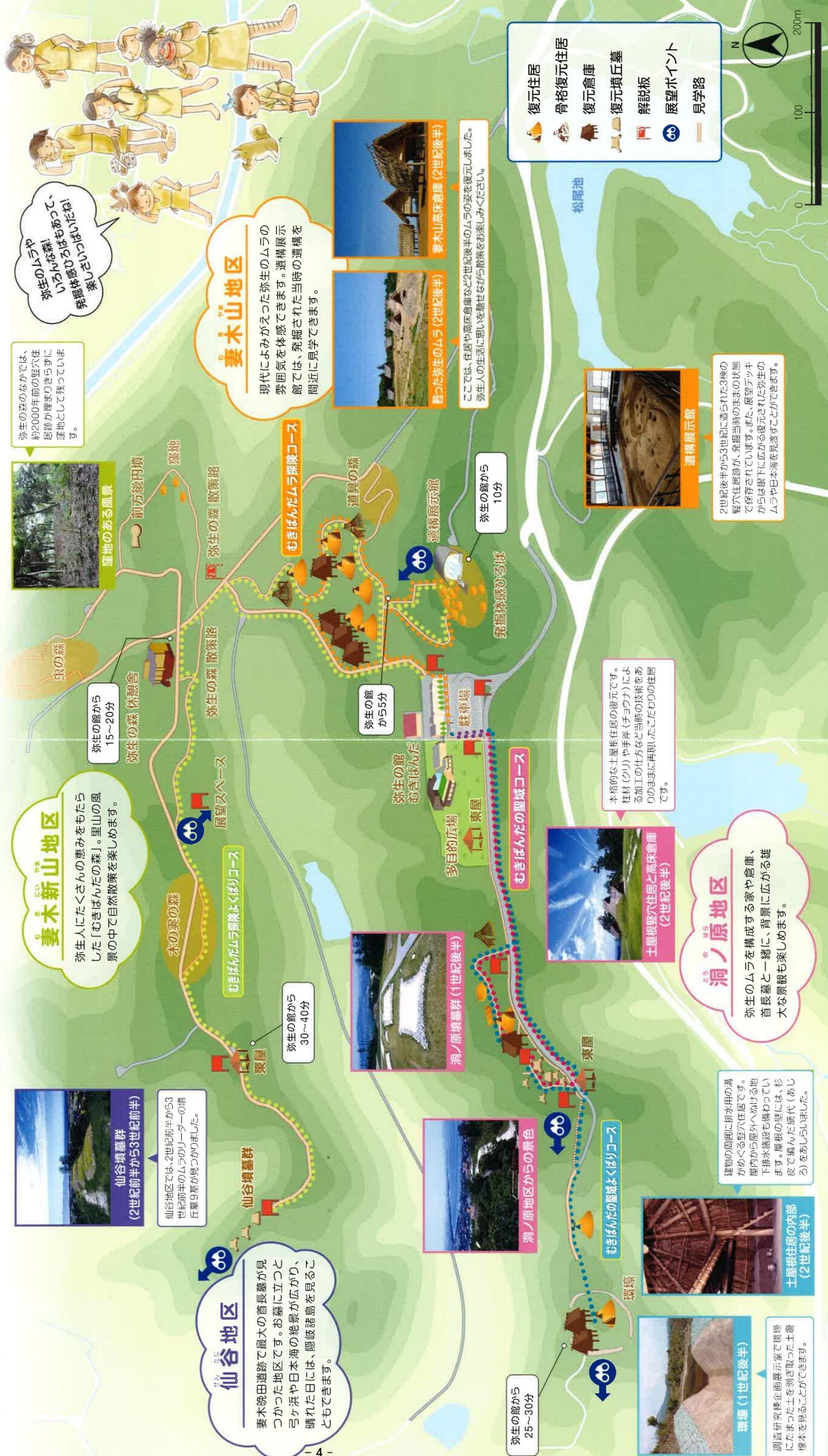
妻木晩田

遺跡へようこそ!

妻木晩田遺跡へようこそ!

【弥生のフィールドミュージアム】

むきばんだ史跡公園では、日本海や弓ヶ浜半島といった雄大な景色を背景に、復元された弥生のムラやお墓、発掘された住居跡、弥生人にたくさんの恵みをもたらした「むきばんだの森」の見学や散策ができます。また、火おこし、勾玉づくりといった弥生体験、発掘体験などを楽しむことができます。



弥生のムラや
いろんな森!
発掘体験ひるはばね!
楽しさいっぱいだね!

弥生の森のなかでは、
約2000年前の竪穴住
居跡が埋まりきらずに
窪地として残っていま
す。

望地のある風景
望地

弥生の館から
15~20分
弥生の森 休憩舎

弥生の森 散策路
展望スペース

むきばんだムラ探検よくほりコース

道具の森

遺構展示館

弥生の館から
10分

松尾池

復元住居
骨格復元住居
復元倉庫
復元墳丘墓
解説板
展望ポイント
見学路

2世紀後半から3世紀に造られた3棟の
竪穴住居跡が、発掘当時のままの状態
で保存されています。また、展望テラス
からは眼下に広がる復元された弥生の
ムラや日本海を見渡すことができます。

本格的な土屋根穴住居の復元です。
柱材(クリ)や手斧(チヨコフナ)によ
る加工の仕方など当時の技術をあ
るのままに再現したこだわりの住居
です。

洞ノ原地区
弥生のムラを構成する家や倉庫、
首長墓と一緒に、背景に広がる雄
大な景観も楽しめます。

仙谷墳墓群
(2世紀前半から3世紀前半)
仙谷地区では、2世紀前半から3
世紀前半のムラのリーダーの墳
丘墓9基が見つかりました。

洞ノ原墳墓群 (1世紀後半)
洞ノ原地区からの景色

むきばんだの聖域よくほりコース

土屋根穴住居と高床倉庫
(2世紀後半)

土屋根住居の内部
(2世紀後半)

環壕 (1世紀後半)
調査研究棟企画展示室で環壕
にたまった土を剥き取った土層
標本を見ることができます。

仙谷地区
仙谷に
妻木晩田遺跡で最大の首長墓が見
つかった地区です。お墓に立つと
弓ヶ浜や日本海の絶景が広がり、
晴れた日には、隠岐諸島を見るこ
ともできます。

妻木山地区
現代によみがえった弥生のムラの
雰囲気を感じることができます。遺構展示
館では、発掘された当時の遺構を
間近に見学できます。

暮った弥生のムラ (2世紀後半)
ここは、住居や高床倉庫など2世紀後半のムラの姿を復元しました。
弥生人の生活に思いを馳せながら散策をお楽しみください。

弥生の館から
25~30分

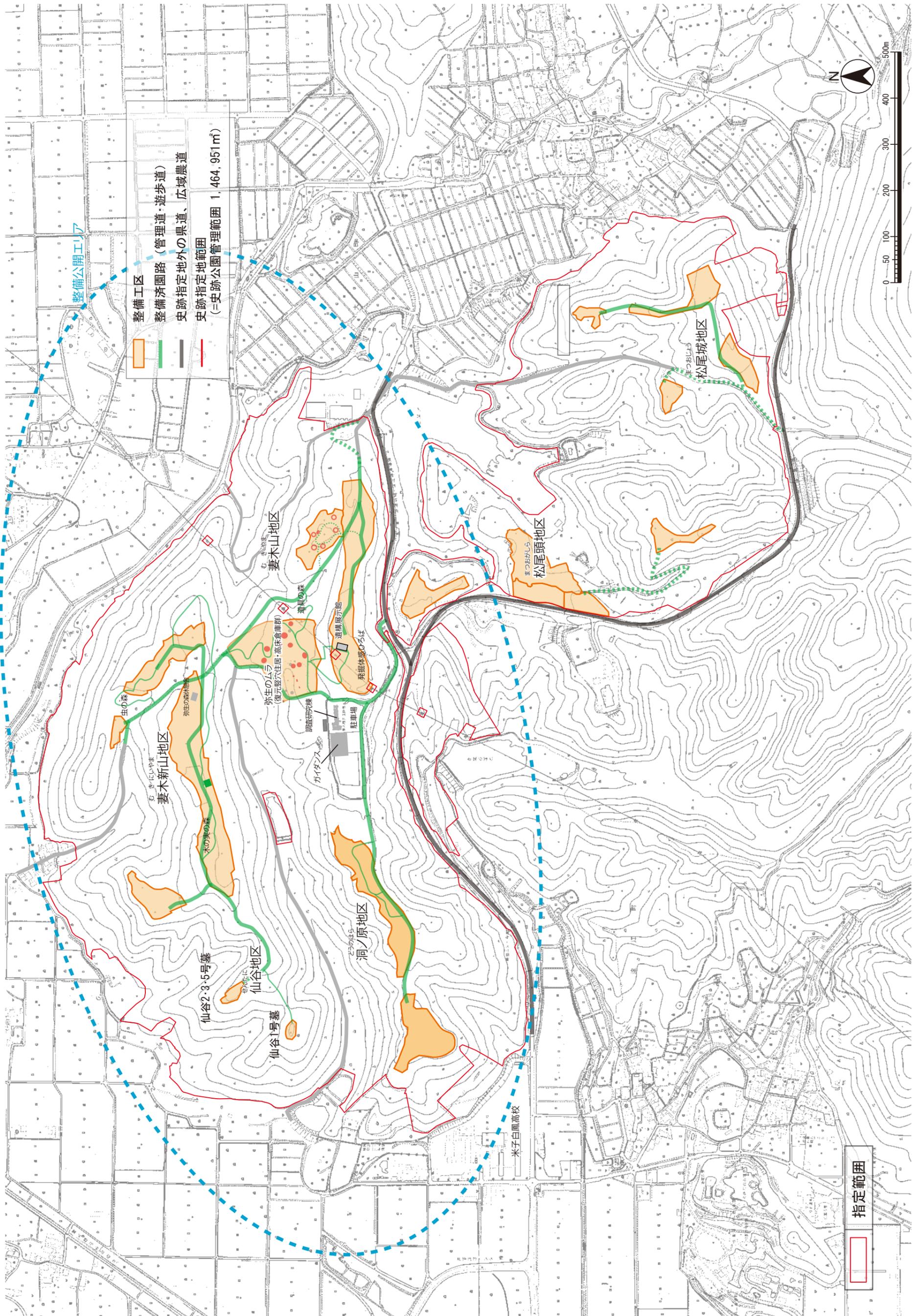
多目的広場
東屋

弥生の館
むきばんだ

弥生の館から
5分

弥生の館から
30~40分

東屋



資料2

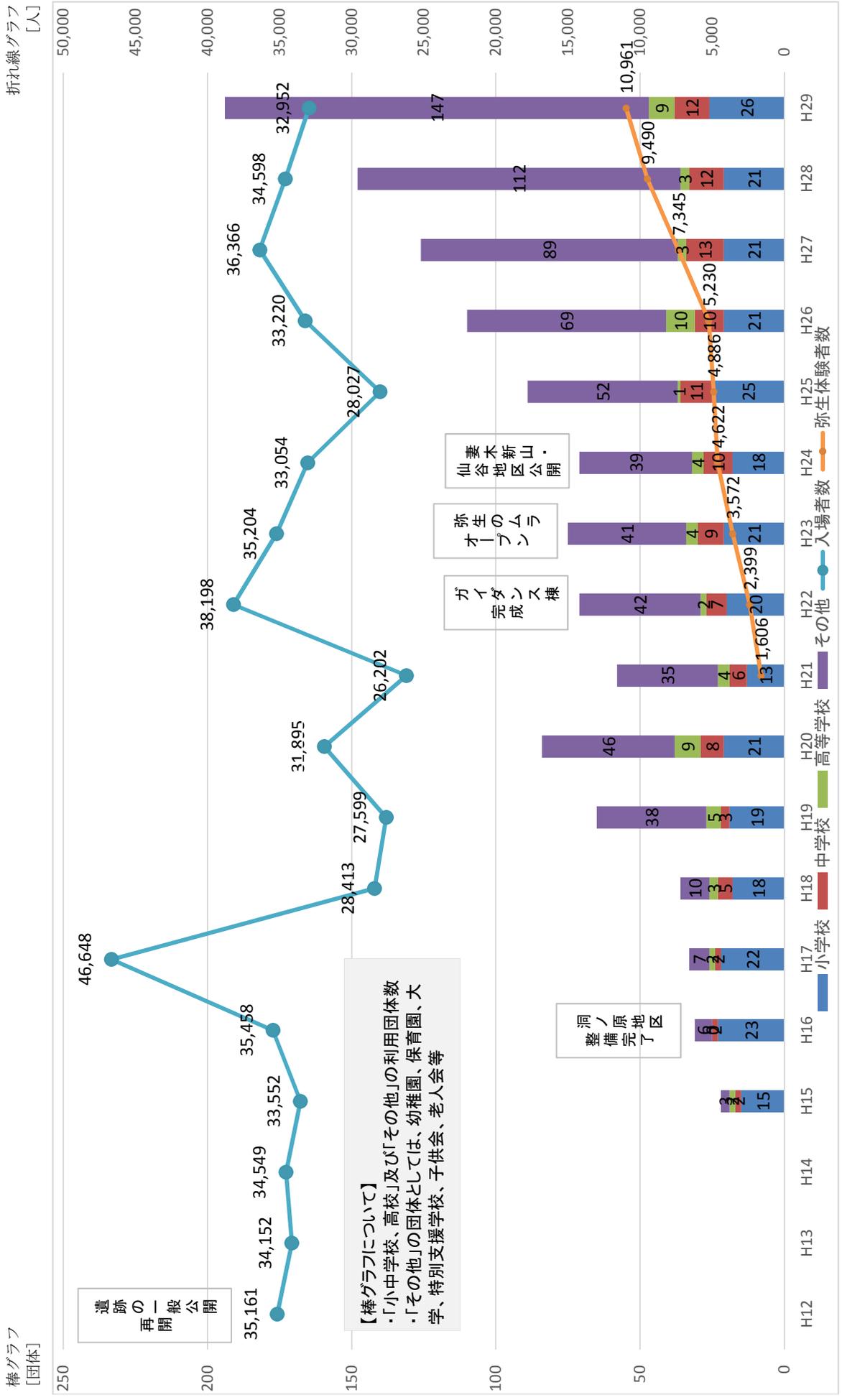
むきばんだ史跡公園の利用者等の実績

1 平成29年度月別の実績

月	開所日数 [日]	利用者等数 [A+B]	利用者等数	
			予約(団体)利用[A]	一般[B]
4月	29	2,616	410	2,206
5月	30	5,859	991	4,868
6月	29	2,523	792	1,731
7月	30	3,885	1,001	2,884
8月	30	3,373	508	2,865
9月	29	4,890	477	4,413
10月	30	2,976	1,216	1,760
11月	29	2,452	548	1,904
12月	28	1,072	249	823
1月	28	549	37	512
2月	27	854	89	765
3月	30	1,903	233	1,670
計	349	32,952	6,551	26,401

※利用者等とは、募集要項の規定のとおり。

2 平成12～29年度の実績



むきばんだ史跡公園 指定管理者と県の事業分担及び年度別収支状況

1 事業種別と分担

事業種別	主な事業内容	国庫	分担
発掘調査	・調査研究計画、方針決定 ・発掘調査指揮、写真等記録 ・とっとり弥生の王国調査整備活用委員会運営(調査研究部会)	有	県
保存整備	・整備計画、方針決定 ・整備工事等監督 ・とっとり弥生の王国調査整備活用委員会運営(整備活用部会)	有	県
活用	・学校等教育機関、団体利用調整 ・講座、イベント実施、指導 ・弥生体験(*1)実施、指導 ・活用調査研究(各種体験・講座新メニュー開発等) ・展示物の状況確認、入替え等 ・ボランティアガイド、弥生体験ボランティア育成、協力依頼等連絡調整	有	県
維持管理 (史跡管理)	・史跡指定地巡視 ・復元建物屋根補修・修繕 ・植生管理(弥生の森等育成管理、枝打ち、間伐・危険木処理等判断、処置) ・草刈り、芝生、樹木管理 ・公園開閉門	なし	指定管理
維持管理 (施設・設備管理)	・ガイダンス棟管理、受付 ・庶務事務 ・施設管理(清掃、機械警備、空調、消火設備点検等)	なし	指定管理

(*1) 火おこし、勾玉づくり、土器づくり等を体験することを通じ、弥生時代の人々の暮らしや知恵や技を学ぶ事業。

2 県が行う事業について

国史跡妻木晩田遺跡(以下「遺跡」という。)を歴史遺産として次世代に確実に引き継いでいくとともに、遺跡の適切な保存及び活用を図るために、国庫補助対象事業である次の事業については、県直営で行う。

- 遺跡の集落像を解明するための発掘調査事業
- 遺跡を適切に保存・管理するとともに、公開・活用するために必要な遺構整備、環境整備等を行う保存整備事業
- 遺跡の魅力をPRするイベントや弥生体験事業等の企画・実施を行う活用事業

3 指定管理者が行う事業について

指定管理者は、施設の維持管理業務、受付、利用許可、利用料の徴収等のほか、県が行う受入事業及び主催事業の補助業務を行う。

4 年度別収支状況表（指定管理対象事業分）

（単位：千円）

区分		H31年度 積算	過去3年度の実績			H30年度 予算	備考	
			H26	H27	H28			
収入	県指定管理料	54,174	—	—	—	—		
	計	54,174	—	—	—	—		
支出	活用	負担金補助及び交付金	701	701	701	701	701	売店運営に要する経費
		計	701	701	701	701	701	
	史跡管理	需用費	2,270	2,135	3,371	2,443	2,270	維持管理用品、復元竪穴住居等修繕等
		役務費	496	390	691	486	496	倒木等撤去手数料、研修費等
		委託料	16,033	15,552	15,792	15,660	17,074	草刈、芝生・樹木管理、廃棄物処理等
		使用料及び賃借料	241	331	0	268	241	草刈機賃貸借料等
		計	19,040	18,408	19,854	18,857	20,081	
	施設・設備管理	費用弁償	79	12	3	5	0	非常勤職員の研修参加旅費等
		食糧費	100	82	67	85	100	来園者用給茶機お茶等
		需用費	5,091	4,849	5,771	5,174	5,011	業務使用消耗品、光熱水費、修繕料等
		役務費	1,162	1,094	1,382	806	1,162	通信運搬費、手数料、保険料等
		委託料	5,631	5,005	4,711	6,275	6,208	清掃等外部委託経費
		使用料及び賃借料	755	6	241	184	187	電話設備賃貸借料、NHK受信料等
		公課費	25	24	0	25	25	県貸付車両の重量税
		計	12,843	11,072	12,175	12,554	12,693	
	人件費	人件費・共済費 (庶務係長相当分)	6,354	6,610	6,610	6,610	6,610	H26～28は、県職員係長級相当の経費
		人件費・共済費 (非常勤職員相当分)	14,739	11,770	12,419	12,920	14,616	過去3年度の実績は、史跡管理員2人、維持管理作業員8人、受付員3人分。H31積算には庶務係長不在時対応事務職員として0.5人分計上。
		計	21,093	18,380	19,029	19,530	21,226	
	小計		53,677	48,561	51,759	51,642	54,701	
	消費税調整分 (H31.10月～10%)		497	—	—	—	—	
	合計		54,174	48,561	51,759	51,642	54,701	

※上表の金額は消費税(8%、H31.10月～10%)を含む。

鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例

○鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例

平成22年3月23日

鳥取県条例第4号

鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例
(設置)

第1条 魏志倭人伝に描かれた弥生の国邑を彷彿^{ほうふつ}させる国内最大級の弥生時代の集落遺跡である妻木晩田遺跡(以下「遺跡」という。)を県民の誇るべき歴史遺産として次世代に確実に引き継いでいくとともに、遺跡の魅力を鳥取県の内外に発信し、遺跡の適切な保存及び活用を図り、もって県民の文化向上に資するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、鳥取県立むきばんだ史跡公園(以下「史跡公園」という。)を米子市及び西伯郡大山町に設置する。

(施設)

第2条 史跡公園の施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ガイダンス施設
- (2) 埋蔵文化財研究棟その他埋蔵文化財の調査及び研究のために必要な施設
- (3) 屋外展示施設
- (4) 前3号に掲げるもののほか遺跡の適切な保存及び活用を増進するために必要な施設

(所掌事務)

第3条 史跡公園においては、次に掲げる事務を行う。

- (1) 史跡公園の維持管理、調査研究及び整備に関すること。
- (2) 史跡公園の普及啓発及び情報発信に関すること。
- (3) 史跡公園関係職員その他関係者の研修に関すること。
- (4) 妻木晩田遺跡の管理団体(文化財保護法(昭和25年法律第214号)第113条の規定による指定を受けた団体をいう。以下「管理団体」という。)として行う管理及び復旧に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか史跡公園の保存及び活用を図るために必要な事項に関すること。

(平30条例37・追加)

(職員)

第4条 史跡公園に所長その他の所要の職員を置く。

(平30条例37・旧第3条繰下)

(指定管理者による管理)

第5条 教育委員会は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に史跡公園に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

- (1) 史跡公園の維持管理(教育委員会が別に定めるものを除く。)に関する業務
- (2) 第3条に規定する事務(前号に掲げる事務を除く。)を補助する業務
- (3) 第11条の規定による使用料の徴収に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、史跡公園の管理に関する業務のうち教育委員会が別に定めるもの

(平30条例37・追加)

(指定管理者の管理の期間)

第6条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する教育委員会の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(平30条例37・追加)

(指定管理者の選定基準)

第7条 教育委員会は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第4条第1項の規定による申請があつたときは、同条例第5条の規定にかかわらず、次に掲げる基準によって指定管理者の候補者を選定するものとする。

- (1) 第5条に規定する業務の事業計画書の内容が、史跡公園の効用を最大限に発揮させるとともに、当該業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (2) 第5条に規定する業務を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (3) 教育委員会が行う事業に積極的に協力する者であること。

鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例

- (4) その他教育委員会が第1条に規定する目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

(平30条例37・追加)

(利用時間)

第8条 史跡公園の利用時間は、午前9時から午後5時まで(教育委員会があらかじめ指定する日にある場合は、午前9時から午後7時まで)とする。

- 2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時に前項の利用時間を変更することができる。
- 3 教育委員会は、第1項の規定により指定を行い、又は前項の規定により利用時間を変更するときは、あらかじめその旨を掲示する等して周知しなければならない。

(平30条例37・旧第4条線下・一部改正)

(利用の休止)

第9条 史跡公園の利用を休止する日(以下「利用休止日」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 毎月第4月曜日(その日が休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日)をいう。以下同じ。)である場合は、その直後の休日でない日)
- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日
- 2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、史跡公園の全部又は一部について、臨時に利用を休止し、又は利用休止日に利用をさせることができる。
- 3 教育委員会は、前項の規定により臨時に利用を休止し、又は利用休止日に利用をさせるときは、あらかじめその旨を掲示する等して周知しなければならない。

(平30条例37・旧第5条線下)

(利用の許可)

第10条 史跡公園の施設を占有しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。

- 2 教育委員会は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしないことができる。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 史跡公園の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
- 3 教育委員会は、史跡公園の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(平30条例37・旧第6条線下・一部改正)

(使用料の徴収)

第11条 利用許可を受けてする史跡公園の施設設備の利用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

(平30条例37・旧第7条線下)

(使用料の減免)

第12条 指定管理者は、次に掲げる場合には、使用料を減額し、又は免除するものとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に学習、研修、展示等の教育活動のために使用させるとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか史跡公園の保存又は活用に資する効果が特に高いものとして知事が認めるもののために使用させるとき。
 - (3) 国、地方公共団体において公用に供するために使用させるとき。
 - (4) 災害その他非常の事態において緊急やむを得ない理由により使用させるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか知事が特に必要があると認めるとき。
- 2 前項の規定による減額若しくは免除の別又は減額の率は、次のとおりとする。

(1) 前項第1号、第3号又は第4号の場合 免除

(2) 前項第2号又は第5号の場合 免除又は減額2分の1

(平26条例43・一部改正、平30条例37・旧第8条線下・一部改正)

(既納の使用料)

第13条 既に徴収した使用料は、還付しないものとする。ただし、利用許可を受けた者の責めに帰する

鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例

ことができない事由によって当該許可を取り消したときは、この限りでない。

(平30条例37・旧第9条繰下)

(行為の制限等)

第14条 史跡公園においては、次の行為をしてはならない。

- (1) 史跡公園の施設設備又は展示物その他の資料を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
 - (2) 教育委員会の指定する場所以外の場所において喫煙し、又は火を使用すること。
 - (3) 教育委員会の許可を受けずに竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
 - (4) 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
 - (5) 土地の形質を変更すること。
 - (6) 教育委員会の許可を受けずに物品を販売すること。
 - (7) 公開されていない区域に進入すること。
 - (8) 空き缶、空き瓶その他のごみを捨てること。
 - (9) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める行為
- 2 第10条第2項及び第3項の規定は、前項第3号及び第6号の許可(以下「行為許可」という。)について、準用する。
- 3 教育委員会は、第1項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、史跡公園への立入りを拒み、又は史跡公園からの退去を命ずることができる。
- 4 第1項の規定は、次に掲げる行為については適用しない。
- (1) 管理団体が行う行為
 - (2) 文化財保護法第125条第1項本文の許可を受けてする行為及び同項ただし書に規定する場合において当該許可を受けずにする行為
 - (3) 文化財保護法第125条第7項前段の規定による命令又は同項後段の規定による指示に基づく措置として行う行為

(平30条例37・旧第10条繰下・一部改正)

(措置命令)

第15条 教育委員会は、史跡公園の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、史跡公園を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(平30条例37・旧第11条繰下)

(許可の取消し)

第16条 教育委員会は、利用許可又は行為許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可又は行為許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。
- (2) 利用許可若しくは行為許可を受けた目的以外の目的に利用し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 利用許可又は行為許可の条件に違反したとき。
- (4) 詐欺その他不正の行為により、利用許可又は行為許可を受けたとき。
- (5) その他史跡公園の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

(平30条例37・追加)

(権限の委任)

第17条 第8条から第10条まで及び第14条から第16条までに規定する教育委員会の権限は、教育委員会規則で定めるところにより所長に委任する。

(平30条例37・旧第12条繰下・一部改正)

(規則への委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、史跡公園の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平30条例37・旧第13条繰下)

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第43号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成27年4月1日)

鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例

(平28条例40・旧第1項・一部改正)

附 則(平成26年条例第57号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年条例第37号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)

- 2 改正後の鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第5条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他新条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表(第11条関係)

(平26条例57・平30条例37・一部改正)

- 1 体験学習室1 使用1時間につき240円(暖房又は冷房を使用したときにあっては、300円)
- 2 体験学習室2 使用1時間につき150円(暖房又は冷房を使用したときにあっては、180円)
- 3 屋外展示施設 使用面積100平方メートル1日につき300円

備考 使用時間が1時間未満であるとき、又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

鳥取県立むきばんだ史跡公園の管理運営に関する規則

○鳥取県立むきばんだ史跡公園の管理運営に関する規則

平成22年3月23日

鳥取県教育委員会規則第2号

鳥取県立むきばんだ史跡公園の管理運営に関する規則をここに公布する。

鳥取県立むきばんだ史跡公園の管理運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例(平成22年鳥取県条例第4号。以下「条例」という。)の規定に基づき、鳥取県立むきばんだ史跡公園(以下「史跡公園」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の種類及び職)

第2条 史跡公園の職員(臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。)の種類は、事務職員とする。

2 史跡公園の職員の職は、所長、係長、文化財主事及び主事とする。

(平25教委規則1・旧第5条繰上・一部改正、平30教委規則5・旧第4条繰上・一部改正)

(職員の事務分担)

第3条 職員の事務分担は、所長が定める。

2 所長は、職員の事務分担を定めたときは、これを教育長に報告しなければならない。

(平25教委規則1・旧第6条繰上、平30教委規則5・旧第5条繰上)

(利用の申込み等)

第4条 条例第10条第1項の許可を受けようとする者は、様式第1号による申請書を所長に提出しなければならない。

(平25教委規則1・旧第7条繰上、平30教委規則5・旧第6条繰上・一部改正)

(行為の許可の申請)

第5条 条例第14条第1項第3号又は第6号の許可を受けようとする者は、様式第2号又は様式第3号による申請書を所長に提出しなければならない。

(平25教委規則1・旧第8条繰上、平30教委規則5・旧第7条繰上・一部改正)

(使用料の減免)

第6条 史跡公園の使用料の減免を受けようとする者は、様式第4号による減免申請書を所長に提出しなければならない。

(平25教委規則1・旧第10条繰上、平30教委規則5・旧第9条繰上)

(施設設備の損傷等の届出)

第7条 史跡公園に設置された施設設備又は展示物その他の資料を毀損し、又は汚損した者は、直ちにその旨を所長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(平25教委規則1・旧第11条繰上、平30教委規則5・旧第10条繰上・一部改正)

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、史跡公園の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会の承認を得て、所長が別に定める。

(平25教委規則1・旧第12条繰上、平30教委規則5・旧第11条繰上・一部改正)

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年教委規則第1号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成30年教委規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正)

2 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則(平成12年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

様式第1号(第4条関係)

(平22教委規則7・平25教委規則1・平30教委規則5・一部改正)

鳥取県立むきばんだ史跡公園の管理運営に関する規則

様式第1号(第4条関係)

(表面)

鳥取県立むきばんだ史跡公園施設利用許可申請書	
<p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名 印 (法人にあっては、所在地並びに名称及び代表者の氏名) 電話番号 担当者名</p> <p>鳥取県立むきばんだ史跡公園の施設を次のとおり利用することについて、許可を申請します。</p>	
利用しようとする施設の名称	体験学習室1 ・ 体験学習室2 ・ 屋外展示施設
利 用 目 的	
利 用 面 積	
利 用 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
集 合 予 定 人 員	
減 免 申 請 の 有 無	有 無
冷 暖 房 使 用 の 有 無	有 無
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項	

注

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 利用しようとする施設の名称を○で囲むこと。

(裏面)

- 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。
- 史跡公園の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。
- 利用に当たっては、鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例第14条の規定を遵守すること。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

注

- 1 該当する□にレ印を記入すること。
- 2 鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例第10条第2項第3号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

様式第2号(第5条関係)

(平22教委規則7・平25教委規則1・平30教委規則5・一部改正)

様式第2号(第5条関係)

(表面)

鳥取県立むきばんだ史跡公園内行為許可申請書	
職 氏 名 様	年 月 日
申請者 住所 氏名 ㊟ (法人にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名) 電話番号 担当者名	
鳥取県立むきばんだ史跡公園において次の行為を行うことについて、許可を申請します。	
行 為 の 種 類	竹木の伐採・植物の採取
行 為 の 目 的	
行 為 の 場 所	
行為の着手及び完了予定	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
行 為 の 施 行 工 法	
その他参考となるべき事項	

注

- 1 申請者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 許可を受けたい行為の種類を○で囲むこと。

(裏面)

- 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。
- 史跡公園の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。
- 利用に当たっては、鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例第14条の規定を遵守すること。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

注

- 1 該当する□にレ印を記入すること。
- 2 鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例第10条第2項第3号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

様式第3号(第5条関係)

(平22教委規則7・平25教委規則1・平30教委規則5・一部改正)

様式第3号(第5条関係)

(表面)

鳥取県立むきばんだ史跡公園内物品販売許可申請書	
職 氏 名 様	<div style="text-align: right; margin-bottom: 20px;">年 月 日</div> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名 ㊟ (法人にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名) 電話番号 担当者名</p>
鳥取県立むきばんだ史跡公園において次のとおり物品を販売することについて、許可を申請します。	
販 売 の 目 的	
販 売 す る 物 品	
販 売 す る 場 所	
販 売 す る 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
その他参考となるべき事項	

注 申請者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(裏面)

- 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。
- 史跡公園の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。
- 利用に当たっては、鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例第14条の規定を遵守すること。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

注

- 1 該当する□にレ印を記入すること。
- 2 鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例第10条第2項第3号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

様式第4号(第6条関係)

(平25教委規則1・平30教委規則5・一部改正)

様式第4号(第6条関係)

鳥取県立むきばんだ史跡公園施設使用料減免申請書	
<p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名 ㊟ (法人にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名)</p> <p>次の施設の利用について、使用料の減免を申請します。</p>	
利 用 す る 施 設	体験学習室1 ・ 体験学習室2 ・ 屋外展示施設
利 用 目 的	
利 用 面 積	
利 用 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
利 用 料	
減 免 申 請 の 理 由	

鳥取県教育財産事務取扱要領

1 趣旨

この要領は、別に定めるものを除くほか、教育財産の管理等に関する事務取扱について必要な事項を定めるものである。

2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ア 教育財産 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条第 2 号に規定する教育財産をいう。
- イ 本庁課長等 鳥取県教育委員会事務局等組織規則（昭和 39 年鳥取県教育委員会規則第 5 号）別表第 1 の左欄に掲げる課等（教育機関を除く。）の長をいう。
- ウ 教育機関等 県立学校その他の教育機関及び鳥取県教育委員会事務局等組織規則第 2 条第 4 項に規定する地方機関をいう。

3 総則

教育財産の事務取扱については、この要領に定めるものを除くほか、公有財産の取得、管理又は処分について定めた条例、鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和 39 年鳥取県規則第 27 号。以下「知事規則」という。）及び公有財産事務取扱要領（平成 21 年 7 月 24 日付第 200900062482 号総務部長通知。以下「総務部長要領」という。）の定めるところにより行うものとする。

4 教育財産の管理

- (1) 教育財産は、当該教育財産に係る事務を所掌する本庁課長等及び教育機関等の長（以下「所管の長」という。）が管理するものとする。
- (2) 教育環境課長は、教育財産の管理の適正を期するため、その事務を統括し、現況を明らかにし、必要な調整を行うものとする。
- (3) 所管の長は、その管理する教育財産について、常にその現況を把握し、特に次の事項に注意しなければならない。
 - ア 教育財産の維持、保存及び使用の適否
 - イ 土地の境界の確認
 - ウ 教育財産の増減とその証拠書類との符号
 - エ 教育財産と登記簿並びに財産台帳及びその附属図面との符合
 - オ 財産台帳記載事項の適否
- (4) 教育財産の管理に係る事務処理権限は、別表のとおりとする。
- (5) 教育財産の用途及び原形の変更又は用途の廃止
 - ア 教育機関等（本庁機関を除く。イにおいて同じ。）の長は、教育財産の用途の変更、原形の変更又は用途の廃止の事務手続をしようとするときは、公有財産用途（原形）変更（廃止）計画書（様式第 1 号）を、当該教育機関等を所管する本庁課長等（以下「所管課長」という。）に提出するものとする。

イ 教育長は、教育財産の用途の変更、原形の変更又は用途の廃止について総務部長の承認があったときは、その旨を教育機関等の長に通知するものとする。

5 教育財産の使用許可

(1) 一般的事項

教育施設を、その目的以外に使用させる場合の取扱いについては、憲法第 89 条の規定を除くほか、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 137 条、学校施設の確保に関する政令（昭和 24 年政令第 34 号）第 3 条、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 44 条、スポーツ振興法（昭和 36 年法律第 141 号）第 13 条、鳥取県学校管理規則（昭和 51 年鳥取県教育委員会規則第 9 号）第 48 条その他の規定に基づき使用が認められていること。

学校施設については、学校において教育目的に使用する場合を除くほか使用してはならないのが原則であり、法令の規定に基づき使用させる場合等の目的外使用についての許可は単に生徒の授業上の観点だけでなく、学校行事、施設の管理等の観点から、教育上支障がないかどうか総合的に判断して決定する必要があるが、特に次に掲げるような場合には許可をしてはならない。

- ア 学校教育上支障があるとき。
- イ 公共の福祉に反するおそれがあるとき。
- ウ 専ら私的営利を目的とするとき。
- エ 施設、設備を損傷するおそれがあるとき。
- オ その他学校において特に教育上必要があると認めるとき。

(2) 食堂（食堂内に設置されている売店を含む。以下同じ。）若しくは売店の運営又は自動販売機の設置のための使用

学校において土地又は建物の使用許可により食堂若しくは売店を運営し、又は自動販売機を設置させるときは、原則として、それぞれ公募により使用許可の相手方を選定するものとする。ただし、食堂のみ、又は売店のみの運営では採算性を確保することが困難であると校長が認めるときは、食堂又は売店を運営しようとする者に、自動販売機を併せて設置させることができるものとする。この場合において、設置する自動販売機の販売品目は、校長の意見を尊重させるものとする。

(3) 非常勤職員の駐車場使用

- ア 学校に勤務する非常勤職員の駐車場に係る使用料の額の決定については、総務部長要領第 5 章第 9 の規定によらず、総務部長要領第 3 章の規定により、時間を単位として使用許可するものとする。この場合において、駐車場の区画が定められている場合を除くほか、使用許可の面積は、12.5 平方メートルとみなすものとする。
- イ 非常勤講師の勤務時間が学校行事等により変更されることが予想されるときは、勤務の実績に応じて、事後に使用料を徴収することができるものとする。この場合、使用許可申請は通常どおり事前に行わせ、使用許可書の許可条件には、「使用料は 1 時間当たり〇〇円とし、使用時間に応じて、知事が発行する納入通知書により納付すること。」とする。使用料は学校行事等使用許可を受けた者の責めに帰さない理由により使用しなかった分は徴収しないものとし、自己の都合により使用しなかった分は徴収するものとする。
- ウ 非常勤講師が同日に複数校での勤務があり、かつ、公共交通機関の利用では勤務が困難なときは、該当する日の使用料を減免することができる。この場合、減免基準 7（2）を適用

するものとする。なお、複数校で勤務した事実は、該当校から勤務実績簿の写しの提供を受け確認するものとする。

(4) 使用料の減免取扱基準

減免の基準及び減免率は、次のとおりとする。

減免の基準	減免率
1 他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため使用させる場合において、必要と認められるとき。	10/10
2 法令等の規定により、公有財産の利用等に関する便宜の供与を認められている団体に使用させるとき。	10/10
3 公共的団体において公共用に供するため使用させるとき。 (1) 県が出資し、又は補助金を交付している団体に使用させるとき。 ア 団体の基本財産に対する県の出資の比率又は団体予算に対する県の補助金の比率が30パーセント未満のとき。 イ 団体の基本財産に対する県の出資の比率又は団体予算に対する県の補助金の比率が30パーセント以上60パーセント未満のとき。 ウ 団体の基本財産に対する県の出資の比率又は団体予算に対する県の補助金の比率が60パーセント以上のとき。	1/3 1/2 2/3
(2) 社会教育法第10条に規定する社会教育関係団体で、学校又は市町村(地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条の規定に基づき新市町村に合併された従前の市町村を含む。)単位で組織されたもの及びその連合体に、社会教育法第2条に規定する社会教育のために使用させるとき。	10/10
(3) スポーツ団体で、財団法人鳥取県体育協会その他の公益法人及びこれに加盟するもの並びに市町村単位で組織されたものに、スポーツ活動をするために使用させるとき。	10/10
4 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により、応急施設として使用させるとき。	10/10
5 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者その他別に定める基準に該当する心身に障がいをもつ者、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項の規定による医療受給者証の交付を受けた者(以下「障がい者等」という。)又は介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定若しくは要支援認定を受けた者(以下「要介護者等」という。)の社会参加を促進する目的で使用させるとき。 (1) 障がい者等又は要介護者等及びその介護者が構成員(使用者全体)の50パーセント以上のとき。 (2) 障がい者等又は要介護者等及びその介護者が構成員(使用者全体)の50パーセント未満のとき。	10/10 1/2
6 県の施策として県の要請により使用させるとき。 (1) 職員の福利厚生又は施設利用者の利便の用に供する施設を運営するために使用させるときで、使用料の減免をしなければ、当該施設の運営をしようとする者がいないと見込まれるとき。 (2) (1)以外の目的のために使用させるとき。	使用料支払可能額と県算出の使用料との差額 経営状況等を勘案して定める率
7 県職員(非常勤職員及び臨時的任用職員を含む。以下同じ。)、県有地内に事務所を有する団体の職員及び県有地を恒常的に駐車場として使用	

<p>しようとする者（以下「職員等」という。）に通勤のための自家用車の駐車場として使用させるとき。</p> <p>(1) 自家用車を出張等の手段とすることが認められている職員等が、業務上又は職務上自家用車による出張、校外勤務、一時外出等（以下「出張等」という。）を余儀なくされるとき。</p> <p>ア 学校に勤務する県職員で、児童生徒への指導又は支援を行うために常に出張等に備える必要があると認められるもの</p> <p>イ アに該当する者以外の職員等で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) 複数の用務地での連続した出張等又は限られた時間内で処理が必要となる出張等が多く、公共交通機関を利用した場合必要以上に移動時間を要し、又は移動が困難なため通常業務に支障をきたすこと。</p> <p>(イ) 公共交通機関を利用した場合緊急時の対応が困難と認められること。</p> <p>a 1か月に平均10日以上の場合</p> <p>b 1か月に平均5日以上の場合</p> <p>(2) 夜間勤務又は早朝勤務があるなど勤務形態が一般職員と異なっており、かつ、公共交通機関による通勤が困難なとき。</p> <p>(3) 公共交通機関の利用では身体的な負担が大きく、自家用車による通勤手段を確保する必要があるとき。</p> <p>(4) 勤務地が地理的に不便な場所にあり、公共交通機関を利用した場合、勤務地の最寄の駅又はバス停から勤務先までの距離が遠く、始業時間間に合わない、又は通常の退庁時間帯における公共交通機関での退庁が困難なとき。</p> <p>(5) その他</p>	<p>1 / 2</p> <p>1 / 2</p> <p>1 / 4</p> <p>1 / 2</p> <p>1 / 2</p> <p>10 / 10</p> <p>別途個別協議</p>
<p>8 県の事務の執行上特に必要と認められるとき。</p> <p>(1) 防犯意識の高揚又は障がい者等の福祉の向上を目的として広域的に組織された団体が、その事業目的のために使用するとき。</p> <p>(2) 学校の同窓会が、その事業目的のために使用するとき。</p> <p>(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第52条及び第53条に規定する職員団体で、条例の規定により人事委員会に登録されたものが、各種行事のために使用するとき。</p> <p>(4) 鳥取県立学校体育施設開放要綱（昭和53年9月27日付発体第186号教育長通知）の規定に基づき使用するとき。</p> <p>(5) その他</p>	<p>10 / 10</p> <p>10 / 10</p> <p>1 / 2</p> <p>10 / 10</p> <p>別途個別協議</p>
<p>9 1から8までの規定にかかわらず、冷暖房加算額については、減免しないものとする。ただし、特に必要と認められるときは、この限りではない。</p>	

(5) 使用料の減免取扱基準の運用について

ア 減免取扱基準の適用除外について

国、政令で定める独立行政法人、国立大学法人、日本郵政株式会社等の法人に対しては、従来、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）の規定により、使用料の減免は行えないものとしていたが、法改正により同附則が削除されたため、必要があれば減免取扱基準の8（5）により減免することができるものとする。

イ 減免取扱基準の取扱いについて

(ア) 減免取扱基準の2について

減免申請の際は、法令等の根拠を明確にすること。

例：土地開発公社 公有地の拡大の推進に関する法律第26条第1項
地方公務員共済組合 地方公務員等共済組合法第18条第2項
地方公務員災害補償基金 地方公務員災害補償法第13条第2項

(イ) 減免取扱基準の3について

(1)において、県が出資及び補助金の交付のいずれも行っている団体については、いずれか高いほうの比率を採用することができる。

(ウ) 減免取扱基準の5について

a 「別に定める基準に該当する心身に障がい有する者」とは、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれの交付を受けていない者で、次のいずれかに該当する者をいう。

(a) 児童相談所長又は知的障害者更生相談所長が知的障害者(児)として判定し、証明書を交付した者

(b) 児童相談所長が、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第48条第3号に定める自閉症を主たる症状とする児童であって、病院に収容することを要しないと認め、証明書を交付した者

(c) 小学校長又は中学校長が、「教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育措置について」(昭和53年10月6日付文初特第309号文部省初等中等教育局長通達)の第1の8に規定する児童又は生徒として認め、証明書を交付した者(知的障害、病弱等に伴って情緒障害を有する者)

b 構成員(使用者全体)とは、使用許可を受けた者(団体)の構成員のうち使用許可を受けた行政財産を実際に使用する者をいう。

(エ) 減免取扱基準の6について

a (1)により減免する場合及び(2)において経営状況を理由に減免する場合、使用者に財務状況、経営計画等を提出させ、減免の必要性について慎重に検討すること。

b (2)の「経営状況等」とは、経営状況その他個別の事情をいうが、これにより減免する場合は、減免の理由及び適用する減免率について、減免取扱基準の1から6(1)までとの均衡に配慮し減免の適否及び減免率を決定すること。

(オ) 減免取扱基準の7について

a (1)のアの児童生徒への指導又は支援とは、生徒指導、家庭訪問、部活動その他の児童生徒に対する直接的な指導業務又は私費会計に係る銀行業務、物品調達その他の間接的支援業務をいう。

b (1)のイについては、職員等の過去の出張等の実績及び担当業務を勘案して認定するものとする。なお、出張等の日数の認定をする場合には、旅行命令簿、校外勤務簿等を根拠資料とし、一時的な外出が口頭により行われている場合には、自家用車公務使用による一時外出記録簿(様式第2号)を参考にして整備しておくこと。

c (2)については、恒常的な時間外勤務を余儀なくされる場合等であっても、所属長が指定するローテーション勤務等を除き、勤務形態による減免は行わないものとする。

d (4)については、勤務先の所在地に通勤手段となり得る公共交通機関がない場合等、通勤困難な事務所であることが減免の要件であり、通勤者の居住地とは無関係であること。なお、通勤困難な事務所とは、次のいずれかに該当するものをいう。

(a) 始業又は終業時間に間に合う公共交通機関がないこと。

(b) 公共交通機関を利用した場合、始業時間の45分以上前に到着すること。

(c) 就業時間後1時間以上公共交通機関がないこと。

(d) 最寄駅から2キロメートル以上離れ、かつ、最寄バス停から1.5キロメートル以上離れていること。

(e) 出勤時に列車、バス等の乗り継ぎに30分以上の時間を要すること。

e 夜間定時制を担当する職員等(通勤距離が片道2キロメートル未満の通勤手当の非該当者を除く。)は、年間を通じて通常の退庁時間帯における公共交通機関での退庁が困難であることから、(4)に該当するものとする。

f 減免を適用する場合は、年額使用料に対して減免率を適用し、これを月割りにしたものを月額使用料とする。年額使用料に減免率を適用したものに1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。月割りしたときに余りが生じるときは、使用開始月の月額使用料に加算し徴収すること。

<計算例>

前提：年額使用料22,055円(月額2,005円で11月使用)、減免率1/2

減免後の年額使用料=22,055×(1-1/2)=11,027.5 →11,027円
減免後の月額使用料=11,027÷11=1,002円 余り5円
使用開始月使用料 =1,002+5=1,007円
他の月の使用料 =1,002円

g (5)により減免を行う場合は、他との均衡を欠くことがないようにその適用については特に留意すること。

(カ) 減免取扱基準の8について

(5)によりやむを得ず減免を行う場合は、減免の理由及び適用する減免率について、減免取扱基準の1から6までとの均衡に特に配慮し減免の適否及び減免率を決定すること。

(6) 報告

ア 総務部長要領第5章第10の規定により職員等の駐車場に係る使用料の見直しを行ったときは、総務部長要領第5章第18の規定により見直し結果を財源確保推進課長に報告し、その写しを教育環境課長に提出するものとする。

イ 職員等の駐車場に係る使用料の減免について、(4)の表中7(4)の基準を適用するときは、所管の長は、公共交通機関のダイヤ改正等にあわせて、随時見直しを行うものとする。この場合において、適否の判断の変更を行ったときは、その旨を教育環境課長に報告し、教育環境課長は、これを財源確保推進課長に報告するものとする。

(7) 使用許可又は使用料の減免における審査

使用許可又は使用料の減免に当たっては、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時点に、教育環境課の審査を受けるものとする。

ア 使用許可のうち重要なもの 教育長決裁前

イ 使用許可のうち軽易なもの(本庁(教育機関を除く。))が管理する教育財産に係るもの) 決裁後

ウ (4)の表の6(2)、7(5)、8(5)及び9ただし書きの減免 教育長決裁前

エ 本庁(教育機関を除く。)が管理する行政財産に係る使用料の減免 決裁後

6 教育財産の取得等の手続の報告

(1) 教育機関等の長は、知事規則第50条各号に掲げる事務に係る事務手続を終了したときは、速やかに事務手続終了報告書(知事規則様式第38号によること。)に必要な図面その他関係書類を添付して、所管課長に提出するものとする。

なお、行政財産の使用許可に係る事務手続終了報告書については、直接、財源確保推進課長に提出し、その写しを各所管課長に提出するものとする。

(2) 所管課長は、事務手続終了報告書を財源確保推進課長に提出したときは、その旨を教育機関等の長に通知するものとする。

7 施行期日等

(1) 施行期日

この要領は、平成21年8月1日から施行する。

(2) 経過措置

この要領の施行の際、現に許可を受け使用させている教育財産の管理等に関する事務取扱については、当該使用許可の期間中に限り、なお従前の例による。

(3) 施行期日

この要領の改正は、平成21年12月1日から施行する。

(4) 経過措置

この要領の改正施行の際、現に食堂又は売店の運営のため教育財産を使用させている場合

において、この要領の施行の日が属する年度の翌年度以降の使用許可の減免率は、使用者の申請に基づき、経営状況を勘案して、鳥取県教育財産事務取扱要領5(4)の減免基準6により、変更することができる。

(5) 施行期日

この要領の改正は、平成22年4月1日から施行する。

(6) 施行期日

この要領の改正は、平成22年9月28日から施行する。

(7) 施行期日

この要領の改正は、平成24年6月15日から施行する。

(8) 施行期日

この要領の改正は、平成25年3月7日から施行する。

(9) 施行期日

この要領の改正は、平成26年6月13日から施行する。

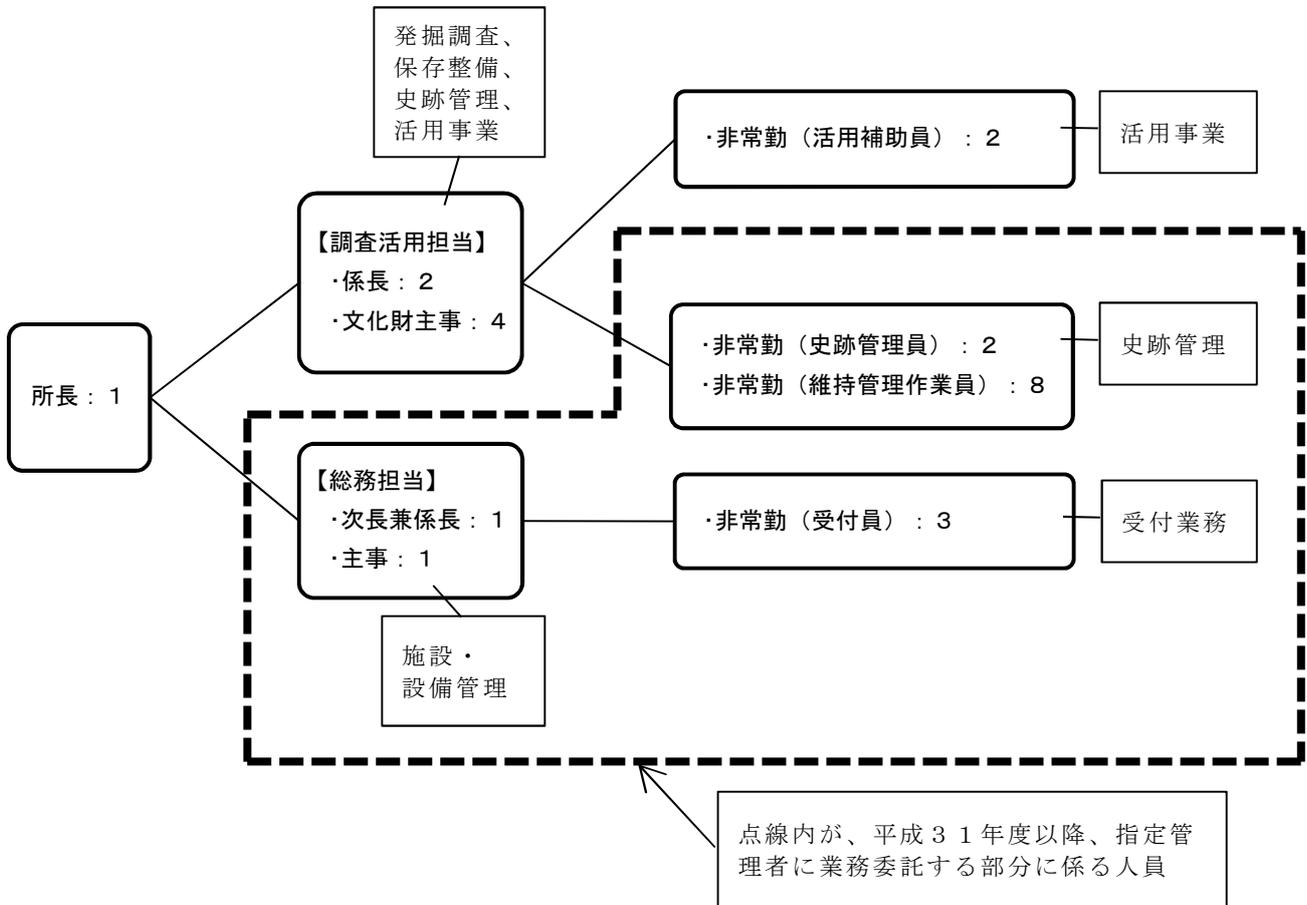
(10) 施行期日

この要領の改正は、平成28年9月28日から施行する。

(11) 施行期日

この要領の改正は、平成29年4月1日から施行する。

むきばんだ史跡公園 現行組織体制



担当	職名	身分	職員数	分担事務	保有資格
	所長	正規職員	1	施設の総括、人事管理	
総務担当	次長兼係長	正規職員	1	施設の管理運営、予算決算総括、財産管理、総務事務全般の総括等	甲種防火管理者
	主事	正規職員	1	予算執行（契約・支払）、収入事務、物品管理、一般庶務等	
調査活用担当	係長	正規職員	2	調査整備事業（史跡の発掘、保存整備）、史跡管理業務及び活用事業（受入事業・主催事業、講座、イベント等）の総括等	
	文化財主事	正規職員	4	調査整備事業（史跡の発掘、保存整備）、史跡管理業務及び活用事業（受入事業・主催事業、講座、イベント等）の実施、運営等	
	活用補助員	非常勤職員	2	活用事業（受入事業・主催事業、講座、イベント等）の補助等	
	史跡管理員	非常勤職員	2	史跡管理業務（植生管理、復元竪穴住居等補修、公園開閉門等）等	
	維持管理作業員	非常勤職員	8	史跡管理業務（植生管理、復元竪穴住居等補修、公園開閉門等）の作業等	
総務担当	受付員	非常勤職員	3	来園者対応、予約ガイドの手配、電話対応、事務補助	

資料 9

むきばんだ史跡公園 外部委託及び賃貸借の状況

1 外部委託(複数年)

番号	内容	契約総額	契約期間	支払方法	備考
1	清掃業務	10,497,600	H28.4.1～H31.3.31 (3年間)	各月精算 払	H31.4.1～の業者選定 は指定管理者が行う。
2	警備業務	536,544	H28.4.1～H31.3.31 (3年間)	各月精算 払	H31.4.1～の業者選定 は指定管理者が行う。
3	浄化槽保守点検業務	1,728,000	H29.4.1～H32.3.31 (3年間)	各年精算 払	
4	ガイダンス施設空調機保守点 検業務	2,376,000	H29.4.1～H32.3.31 (3年間)	各年精算 払	
5	消防用設備保守点検業務	194,400	H29.4.1～H32.3.31 (3年間)	各年精算 払	
6	自家用電気工作物保安全管理 業務委託	427,680	H29.4.1～H32.3.31 (3年間)	隔月払	

2 外部委託(単年度)

番号	内容	契約総額	契約期間	支払方法	備考
1	妻木晩田遺跡地内草刈及び 芝生・樹木等管理業務委託	12,636,000	H29.10.13～H30.3.23	精算払	出来高に応じ部分払有
2	浄化槽保守点検業務(汚泥引 抜等)	113,400	随時(年度中1回実 施)	精算払	
3	産業廃棄物処理	48,276	随時(平成28年度実 績1回)	精算払	金額は28年度実績額
4	集積木処分	190,080	随時(平成28年度実 績1回)	精算払	金額は28年度実績額
5	除雪業務	491,400	単価契約(平成29年 度実績7回)	精算払	金額は29年度実績額
6	給茶機定期点検業務	32,400	随時(年度中1回実 施)	精算払	金額は29年度実績額
7	可燃物・不燃物収集(ゴミ袋購 入)	12,800	随時(平成28年度実 績)	精算払	清掃委託業務対象外 (維持管理作業やイベ ントでのゴミ)の場合の ゴミ袋購入経費 金額は28年度実績額
8	プロパンガス	24,014	単価契約(使用量に 応じて請求)	精算払	金額は29年度実績額
9	むきばんだ史跡公園JR米子 駅市街案内図広告掲出委託	162,000	H29.4.1～H30.3.31 (1年間)	年2回払	金額は29年度実績額

3 賃貸借(複数年)

番号	内容	契約総額	契約期間	支払方法	備考
1	電話設備賃貸借	563,760	H28.3.1～H33.2.28 (5年間)	各月精算 払い	各月精算払い

4 賃貸借(単年度)

該当なし

資料 10

むきばんだ史跡公園 修繕・工事实績 (H26～28年度)

1 1件30万円未満のもの

単位(円)

年度	修繕・工事内容	実績額
26	整理作業室LAN配線新設工事	33,480
26	エアコン室外機修繕工事(所長室)	97,200
26	ガイダンス展示物(グラフィック)貼替修繕工事	293,760
26	ガイダンス施設監視カメラ設備修繕	183,600
26	コンロ修繕	6,599
26	調査研究棟多目的トイレ非常呼出移設工事	5,832
26	プロジェクター修理	48,384
26	洞ノ原西丘陵高床倉庫ワイヤー取替	24,840
27	給水管延長修繕	43,200
27	体験学習室屋上防水及び天井修繕	86,400
27	記念撮影用看板修繕業務	61,560
27	消防ホース格納箱取替	86,400
27	ガイダンス棟外部案内板設置修繕	74,520
27	ゼノア刈払機(修理)	8,100
27	リース車修理(右ドアガラス)	18,900
27	刈払機(修理)	21,276
27	車両1年点検及びオイル交換	11,232
27	給茶機修理に係る経費	28,069
27	米子空港掲示ケース修繕	54,000
27	案内看板修繕に係る経費	13,500
27	チェーンソー修理	38,880
27	体験学習室屋上防水及び天井改修工事	86,400
27	車輛修繕に係る経費(4241ブレーキパット交換ほか)	32,940
27	まいざり(火起こし道具修繕)	72,360
27	天吊りプロジェクターランプ交換	33,696
27	ガイダンス棟照明玉替え修繕	140,400
27	高床式倉庫屋根修理に係る経費	173,340
28	ガイダンス棟エントランススタイルの修繕	18,360

年度	修繕・工事内容	実績額
28	整理作業室ブラインド取り付け修繕	67,824
28	ガイダンス棟展示ケース前室扉枠修繕	61,560
28	駐車場水路グレーチング修繕	65,880
28	調査研究棟ロビーエアコン修繕	60,480
28	むきばんだ史跡公園ボランティア休憩舎屋根等修理	82,000
28	ガイダンス棟展示室看板修繕	32,400
28	調査研究棟前案内看板修繕	37,692
28	休憩舎表示板塗裝修繕	40,716
28	遺構展示館網戸修繕	35,640
28	調査研究棟展示室クロス貼替修繕	37,800
28	出入りロゲート金物受修繕	27,000
28	ガイダンス棟展示テーブル修繕	46,440
28	写真機材一式修繕	88,560
28	ガイダンス施設設備(本棚)修繕	108,000
28	ガイダンス棟照明玉替等電気工事	153,360
28	旧体験学習室カーテン取り付け修繕	183,600
28	ガイダンス棟照明玉替等電気工事	172,800
28	むきばんだ史跡公園非常灯予備電池取替修繕	162,000
28	除雪機修理	107,244

2 1件30万円以上のもの

年度	修繕・工事内容	実績額
26	システムキッチン設置工事(体験学習室)	388,800
27	むきばんだ史跡公園調査研究棟出入口改修工事	1,404,000
27	むきばんだ史跡公園調査研究棟空調機更新工事	4,665,000
27	むきばんだ史跡公園ガイダンス棟トイレ改修工事	330,480
28	浄化槽臭突ファン改修工事	351,000

資料 1 1

むきばんだ史跡公園 貸付備品一覧

(平成30年5月末現在)

品名	銘柄・規格等	取得価格	取得日
流し台	3槽1, 800×600×850	90,755	H02.12.14
片袖机	木製(県産間伐材)W1050×D750×H730・	52,015	H07.02.28
ロビーチェア	コクヨCN-W632H559	74,550	H13.02.08
ロビーチェア	コクヨCN-W632H559	74,550	H13.02.08
ロビーチェア	コクヨCN-W632H559	74,550	H13.02.08
ロビーチェア	コクヨCN-W632H559	74,550	H13.02.08
ロビーチェア	コクヨCN-W632H559	74,550	H13.02.08
ロビーチェア	コクヨCN-W632H559	74,550	H13.02.08
重ね戸棚	4×3型上ガラス下スチール515D	80,850	H12.10.16
消火栓ホース	消火栓ホース, 管鎗, ホース格納箱	138,600	H12.10.04
消火栓ホース	消火栓ホース, 管鎗	166,950	H12.12.22
作業台	ダルトンAC-116	139,650	H12.10.20
作業台	ダルトンAC-116	139,650	H12.10.20
作業台	ダルトンAC-116	139,650	H12.10.20
作業台	ダルトンAC-116	139,650	H12.10.20
作業台	ダルトンAC-116	139,650	H12.10.20
作業台	ダルトンAC-116	139,650	H12.10.20
チェンソー	新ダイワE398D	86,730	H13.02.09
ロータリーモア(芝刈機)	JRS6700サルキー付	417,900	H13.03.30
ワイヤレスアンプ(チューナー増設)	トアアWA-1720、WTU-1720	91,119	H12.11.27
ハンズオン模型焼失土屋根 竪穴住居	—	525,000	H12.11.16
コーナーサイン	—	157,500	H12.11.16

品名	銘柄・規格等	取得価格	取得日
コーナーサイン	—	157,500	H12.11.16
コーナーサイン	—	157,500	H12.11.16
解説グラフィック	(周辺歴史環境模型)	115,500	H12.11.16
解説グラフィック	(洞ノ原地区環壕模型)	105,000	H12.11.16
解説グラフィック	(松尾頭地区廂付建物復元模型)	105,000	H12.11.16
解説グラフィック	(松尾頭地区の壁立ち大型竪穴住居復元模型)	105,000	H12.11.16
解説グラフィック	(妻木山地区の土屋根の竪穴住居)	105,000	H12.11.16
解説グラフィック	(ハンズオン模型)	105,000	H12.11.16
洞ノ原地区環壕模型	—	12,243,000	H12.11.16
周辺歴史環境模型	—	8,620,500	H12.11.16
松尾頭地区廂付建物復元模型	—	5,134,500	H12.11.16
松尾頭地区の壁立ち大型竪穴住居復元模型	—	4,084,500	H12.11.16
妻木山地区の土屋根の竪穴住居	—	2,562,000	H12.11.16
ハンズオン模型	—	3,964,800	H12.11.16
発電機	ホンダEU9I	90,405	H13.07.30
防水型自動レベル	ソキア製 B2 1 金属製三脚(ソキア製 PSA1相当)	135,975	H14.05.20
防水型自動レベル	ソキア製 B2 1 金属製三脚(ソキア製 PSA1相当)	135,975	H14.05.20
プラニメーター	タマヤ計測システム PLANIX 10 S 専用収納ケース、ACアダプタ	73,290	H14.05.20
集会用テント	仕様書のとおり	68,250	H14.10.18
集会用テント	仕様書のとおり	68,250	H14.10.18
コンプレッサー	圧縮機 空気タンク 電動機	147,000	H14.03.29
除雪機	HS2011Z	1,047,900	H13.11.29
額縁(妻木)	W1970*H1070裏打ち付	50,000	H15.03.28
糸のこ機械(妻木)	新日本造形 ユニバーサル糸のこ機械YC-50型 糸のこ台 ST-01	93,765	H16.07.05

品名	銘柄・規格等	取得価格	取得日
芝刈機(妻木)	シバウラA30-501KT6	469,875	H17.07.13
集塵機(妻木)	リョービ VC-221	55,650	H17.12.05
スプリング式スクリーン(妻木)	—	53,550	H18.03.08
IHクッキングヒーター(妻木)	—	103,950	H18.03.02
普通自動車	日産セレナ 2000CC 4WD リフタータイプ(車イス昇降装置付) 米子ライオンズ名シール貼付	3,500,000	H18.10.07
電気陶芸窯	日本電産シンポ(株) DAR-7M	407,925	H19.07.12
木製縦型ブラインド	1590×1500mm 智頭杉	182,175	H20.01.22
木製机	県産材(杉)、W1800×D850×厚36×H700程度	64,890	H22.03.17
木製机	県産材(杉)、W1800×D850×厚36×H700程度	64,890	H22.03.17
木製机	県産材(杉)、(W1800×D850×厚36)×H700程度	64,890	H22.03.17
木製机	県産材(杉)、(W1800×D850×厚36)×H700程度	64,890	H22.03.17
木製机	県産材(杉)、(W1800×D850×厚36)×H700程度	64,890	H22.03.17
木製机	県産材(杉)、(W1800×D850×厚36)×H700程度	64,890	H22.03.17
スクリーン	オーエス, AM-100V-025, ビーズ	71,400	H22.03.23
コインロッカー	トヨスチール KR-2510SG	99,960	H22.03.26
小型耕運機	リョービ RCVK-4200	55,650	H22.07.09
木製机	仕様書のとおり	55,440	H23.03.25
木製机	仕様書のとおり	55,440	H23.03.25
木製机	仕様書のとおり	55,440	H23.03.25
インバータ発電機	新ダイワIEG900M-Y	97,650	H23.05.02
リール研磨機	ラッピングマシーンRM	133,350	H24.01.31
土器復元パズル(壺)	仕様書のとおり	417,375	H24.10.02
土器復元パズル(甕)	仕様書のとおり	417,375	H24.10.02
土器復元パズル(高坏)	仕様書のとおり	385,875	H24.10.02

品名	銘柄・規格等	取得価格	取得日
土器復元パズル(器台)	仕様書のとおり	354,375	H24.10.02
枝銅鏡 原形	仕様書のとおり	92,400	H25.01.29
電動アシスト自転車	パナソニック BE-END635 防犯登録、TSマーク保険、スペアバッテリー	129,150	H25.04.30
電動アシスト自転車	パナソニック BE-END635 防犯登録、TSマーク保険、スペアバッテリー	129,150	H25.04.30
電動アシスト自転車	パナソニック BE-END635 防犯登録、TSマーク保険、スペアバッテリー	129,150	H25.04.30
電動アシスト自転車	パナソニック BE-END635 防犯登録、TSマーク保険、スペアバッテリー	129,150	H25.04.30
電動アシスト自転車	パナソニック BE-END635 防犯登録、TSマーク保険、スペアバッテリー	129,150	H25.04.30
電動アシスト自転車	パナソニック BE-END635 防犯登録、TSマーク保険、スペアバッテリー	129,150	H25.04.30
電動アシスト自転車	パナソニック BE-END635 防犯登録、TSマーク保険、スペアバッテリー	129,150	H25.04.30
電気自動車用普通充電器	パナソニック エルシーヴ	520,000	H26.09.24
冷蔵庫	シャープ SJG61X(B)	147,528	H27.09.18
電子看板	シャープ PNY425 スタンド(PH813)付	165,024	H27.05.19
給茶機	タニコー HTC-630M1PA+OKT-11L 仕様書のとおり	307,800	H28.02.25
プロジェクター	リコー PJ-WX2240 天吊り金具付き	136,000	H28.03.28
エンジンプロア	マキタEB7660TH	64,584	H29.10.06
エンジンプロア	マキタEB7660TH	64,584	H29.10.06
プロジェクター	リコー PJWX4241	91,908	H29.11.22
AED	ハートスタート HS1+	172,800	H30.02.22

資料 1 2

むきばんだ史跡公園 行政財産の目的外使用許可の状況

1 土地

(平成30年4月1日現在)

所在地	現況 地目	使用目的	数量	使用 許可 年月日	当初 使用許可 年月日	使用 許可 期間	使用料		相手方		備考
							単価	本年度 使用料	住所	氏名	
米子市淀江町 西伯郡大山町	山林	電気通信設備設置	電柱・支線等 12本	28.2.28	12.3.24	28.4.1 ～ 33.3.31	年額 1,210	1,210	米子市加 茂町2-51	中国電力(株))米子営業所 長	
西伯郡大山町	山林	電気通信設備設置	支柱・支線等 9本	28.2.28	12.12.18	28.4.1 ～ 33.3.31	年額 0	0	鳥取市湯 所町2-258	西日本電信 電話(株)鳥 取支店長	

2

建物又は工作物

(平成30年4月1日現在)

所在地	構造	使用目的	数量	使用 許可 年月日	当初 使用許可 年月日	使用 許可 期間	使用料		相手方		備考
							単価	本年度 使用料	住所	氏名	
西伯郡大山町妻木 1115-4	非木造	携帯電話サービス用整備機器設置	屋外アンテナ 1基、室内アン テナ等3基	30.3.13	21.3.1	30.4.1 ～ 35.3.31	年額 1,500 月額 820	11,340	広島市中区 大手町 4-1-8	(株)エス ・テイ・テ イ・ドコモ 中国支社長	
西伯郡大山町妻木 1115-4	木造	携帯電話サービス用整備機器設置	屋外アンテナ 1基、室内アン テナ等4基	30.3.13	22.4.1	30.4.1 ～ 35.3.31	年額 1,500 月額 270	4,740	広島市中区 大手町 4-1-8	(株)エス ・テイ・テ イ・ドコモ 中国支社長	
西伯郡大山町妻木 1115-4	木造	遺跡見学者への地元特産品等の販売 (※鳥取県教育財産事務取扱要領5(4) 8により減免)	22.69㎡	30.3.23	22.4.1	30.4.1 ～ 31.3.31	年額 0	0	西伯郡大山 町国信529- 10	妻木畠田物 産振興会	

3 土地（職員等駐車場）

（平成30年4月1日現在）

使用者		登録番号	使用許可期間	駐車場所	使用料 [円]	備考
所属	氏名					
むきばんだ史跡公園職員及び関係職員 28名		(使用許可を受けた職員等の車両番号)	30.4.1 ～ 31.3.31	(指定の場所)	—	

むきばんだ史跡公園 平成30年度主催事業一覧

講座区分	事業名	期日	対象	募集	概要
弥生のものでづくり講座	プロフェッショナル編「器台づくり」	7月7日(土)～8日(日)	15歳以上	10名	古墳時代前期の器台をモデルにし、法量を忠実に再現した土器づくりを体験
	プロフェッショナル編「土器の野焼き」	9月1日(土)～2日(日)	15歳以上	10名	覆い焼窯による土器の野焼き技術を体験
	プロフェッショナル編「青銅器づくり」	11月25日(日)	15歳以上	10名	鋳込みによる青銅器製作技術を体験
	入門編「弥生土器づくり」	6月24日(日)	小学4年生以上	30名	妻木晩田遺跡から出土した弥生土器をモデルにした土器づくりの体験
	入門編「カゴづくり」	10月7日(日)	小学4年生以上	20名	弥生時代のカゴ製作技術を体験
	入門編「機織り」	1月27日(日)	小学4年生以上	20名	弥生機を使った機織り技術を体験
弥生の森講座	「春の自然と弥生のくらし学習会」	4月15日(日)	制限なし(小3以下保護者同伴)	60名	むきばんだ史跡公園内で春に見られる特徴的な植物についての解説、山菜を収穫
	「夏の自然と弥生のくらし学習会」	7月29日(土)	制限なし(小学生以下保護者同伴)	50名	観察できる昆虫をとおして様々な樹木の特徴を知り、弥生人の技術や知恵について学習
ジュニアファンクラブ	1回目「結団式・遺跡見学・田植え・畠植え」	5月12日(土)	小3年生から6年生	20名	妻木晩田遺跡や弥生人の暮らしに興味のある小学生を対象に、四季を通じて弥生の衣・食・住の体験を提供(年間活動)
	2回目「弥生土器づくり」	6月9日(土)			
	3回目「ガラス勾玉づくり、発掘調査現場見学」	7月21日(土)			
	4回目「石包丁づくり・古代米と雑穀の収穫」	8月25日(土)			
	5回目「むきばんだまつり」収穫祭セレモニー参加	9月22日(土)			
	6回目「草木染め、古代米と雑穀の脱穀」	10月27日(土)			
	7回目「青谷上寺地遺跡見学」	11月17日(土)			
	8回目「鉄器づくり」	12月8日(土)			
イベント	GWは、むきばんだ日和！	4月28日(土)～30日(月) 5月3日(木)～5日(土)	制限なし(自由参加)		ゴールデンウィーク期間に日替わりで様々なイベントを実施
	むきばんだまつり	9月22日(土)	制限なし(自由参加)		「弥生のムラの秋祭り」を演出し、弥生時代の祭りの雰囲気を楽しむ。あわせて、施設を有効活用するためのイベントを拡充させ、復元した建物の見学及びさまざまな弥生体験等を実施
女子考古部	活動日・活動内容は部員の協議により決定	5月27日(日)～	考古学に興味のある女性	20名	潜在的な考古学ファン(女性)をターゲットにした考古学に関する体験型プログラムを実施
弥生体験	弥生体験	土曜日、日曜日、祝日 (夏休み期間は毎日)	制限なし(当日の規定時間内に申込み)		勾玉づくり、火起こし体験といった弥生時代に行われていた活動を体験
	はくつ体験	5月6日(日)～11月の日曜日、祝日	制限なし(当日の規定時間内に申込み)		広場で発掘作業を体験
(参考)他団体主催事業	古代と自然探検隊	7月25日(水)	小4年生から中学生	70名	遺跡見学や弥生体験等を通して、自然に親しみながら古代の生活や文化を学ぶ。
	なりきり弥生人生活(宿泊体験)	①8月17日(金)～18日(土) ②8月18日(土)～19日(日)	ファミリーまたはグループ	1日程につき6家族	「弥生のムラ」で、弥生時代の衣・食・住の生活体験を通じて、弥生時代の生活文化を体感

